



ほおずき市

夏の訪れを告げる「ほおずき市」。露店賑わう参道を抜け、風鈴の音に誘われて、一番奥まで歩くとそこにはたくさんのほおずきたち。

昔は、子供たちがほおずきを口に入れて、音を鳴らして遊んだものです。今の子どもたちには珍しいのか、その可愛らしくも不思議な形に、興味津々でした。

おもな内容

行政改革の取り組み状況をお知らせします		2
みずほ伝言板	「町長への手紙」内容を紹介します 熱中症に気をつけましょう ほか	3～7
福 祉	暑い日は、高齢者施設などをご利用ください 敬老会へのお誘い ほか	8～11
インフォメーション	国民年金保険料免除等の申請 夏休み工作教室 ほか	14～17
教育委員会からのお知らせ	家庭教育講演会 町営プール始まります ほか	18～20

平成26年度
「町長への手紙」内訳

内容	件数
施設	11
環境	9
福祉	9
道路	6
防災・防犯	5
職員	5
教育	4
交通	3
その他	37
合計	89

問合せ 秘書広報課

TEL 557-7497
FAX 556-3401

手紙の用紙は、役場や各コミュニケーションセンター、JR箱根ヶ崎駅などに置いてあります。また、ファクスや町ホームページからでもお寄せいただけます。

防犯行政無線の内容がよく分かりません
スピーカーの方向や角度の調整で対応できるかなど検討していますが、調整により聞こえにくくなるなど難しい部分があります。放送内容は、放送時より24時間電話で聞くことができる「電話応答サービス」TEL 557-6155でも確認いただけます。



あすなろ児童館の授乳コーナー

あすなろ児童館に授乳コーナーを

施設の都合上独立した部屋を確保することは困難ですが、幼児室の一角に授乳コーナーを設置しました。ぜひご利用ください。



夜間でも安心して通行したい

既存の防犯灯などのLED化を順次進めています。また、町内会からの要望や通学路の安全点検の結果などをもとに、新規設置も行っています。

学校の通学路39カ所に防犯カメラを設置しました。

子どもが安心して通学できるようにして欲しい

お子さんのみならず町民皆さまの安全安心のため、全小

内容を紹介します

町では「町長への手紙」を利用して、住民の皆様から、口頭お気付きのことや、意見・提案を頂き、できる限り町政に反映させていくように努めています。
平成26年度は、84通、89件のご意見などを頂きました。その内容の一部を紹介します。

行政改革の取り組み状況をお知らせします

町では、第4次長期総合計画の基本理念である「自立と協働」と整合させ、計画した事業を推進するために、第4次行政改革大綱を策定し、継続的に行政改革を進めています。平成26年度の取り組み状況を、住民等で構成する行政評価委員会行政改革推進分科会に報告し、意見を頂きました。

平成26年度の取り組み状況（67項目）

▶一定の目標を達成した…54項目 ▶現在取り組み中であるが目標を達成していない…13項目

※目標を達成していない項目や新たな課題は、行政改革大綱の目標年次である平成27年度に、取り組みを進めていきます。

行政改革大綱と取り組み計画（実施細目）の全文は、町ホームページと役場情報公開コーナーでご覧になれます。

平成26年度の行政改革の効果

▶収入の確保……約3,267万円
▶支出の削減……約5,021万円
▶節減金額合計…約8,288万円

この節減金額は、現在行われている事業の更なる推進に充てたり、今後の施設の改修や新たな行政課題に投資することになります。

※決算額が確定していないため、見込みの金額です。

平成26年度に取り組んだ主な内容

●協働施策の展開

町に関わる多くの方が、世代や立場の壁を超えて協力し合う「自立と協働」のまちづくりを実現していくための、道しるべとなる「瑞穂町協働宣言」を宣誓しました。今後、住民、NPO、ボランティア、企業、行政など立場の違うもの同士が、お互いの立場を理解し合い、それぞれ協力し合いながら、「自立と協働」のまちづくりを実現します。

●住民意見を反映する制度の適正な運用・特定財源の確保

安全・安心まちづくり協議会や住民の意見を反映し、JR箱根ヶ崎駅西口に防犯カメラを設置しました。設置により、駅西口でのいたずら等が減少する効果がありました。また、東京都通学路防犯設備整備補助金を確保し、通学路に39台の防犯カメラを設置しました。防犯カメラの適正な管理や運用を行い、通学路での児童・生徒の安全を確保し、引き続きさまざまな見守り活動を行います。



▲駅前の防犯カメラ

●公共施設

保育サービスの充実を図るため、学童保育クラブの運営手法を検討し、学童指導員で構成するNPO法人を設立しました。NPO法人独自の事業として、平

成27年度から午後7時まで1時間の延長保育をスタートしたほか、今後、学童保育クラブ以外のさまざまな子育て支援事業を展開することができます。



▲学童保育クラブを運営する
NPO法人「わかば」代表の町長訪問

●安定した財源の確保

東京都主税局、青梅・福生・あきる野市と合同で滞納者宅を捜索する、「西多摩地区捜索相互サポート事業」に参加しました。自治体間で相互に捜索することにより、徴収担当職員が高度で広範な専門性、捜索の技術を習得し、町税等の収納率の向上へつなげることができます。

●プロジェクトチーム(PT)の活用

みずほ ◆きらめき回廊 の更なる啓発を図るための若手職員PTと、瑞穂町女性職員の更なる活躍を促進する調査を行うためのPTを発足しました。

「みずほ ◆きらめき回廊 若手職員PT」は回廊ルート of 動画配信を計画しました。「女性職員PT」は女性職員による意識調査等を実施し、具体的な問題解決に向け、今後行動していくきっかけとなりました。

行政改革推進分科会から頂いた意見

分科会委員のさまざまな意見を各担当課へ伝え、職員の意識向上や、行政改革につなげてもらいたい、下記のような意見がありました。

①職員の資質向上のため、事務事業に関する資格を積極的に取得させるべきである。

②社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）導入に伴い、制度導入に向けてスムーズに対応してほしい。

問合せ 企画課 TEL 557-7468

みずほ超とくとく商品券 20%お得な商品券を発売します

発売日 7月26日(日) 午前9時から(売り切れ次第終了)

商品券の使用期間 7月26日(日)～12月31日(木)

内容 1万2,000円分(額面500円で24枚つづり)の商品券を1万円で販売(全店共通券16枚・8,000円、中小店券8枚・4,000円)

高齢の方、障がいのある方、妊娠中の方へ 先行予約販売を行います

対象 7月26日現在75歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方、母子手帳の交付を受けている妊娠中の方

先行予約販売額 1,000万円

購入限度数 一人3冊(3万円)まで(申込多数の場合は抽選)

申込方法 7月1日(水)から10日(金)(当日消印有効)までに往復はがきに次の内容を記入し、郵送してください。返信はがきで抽選結果をお知らせします(当選はがきが引換券となります)。

引換期間 7月19日(日)～23日(木) 午前9時～午後5時

※引換期間を過ぎると「引換券」は無効となります。

引換え 「引換券(当選はがき)」と75歳以上の方は年齢の分かるもの、障がいのある方は障害者手帳、妊娠中の方は母子手帳を商工会へお持ちください。

往復はがきを開いた状態で

<<往信表面>>

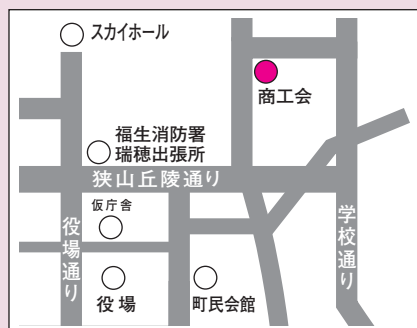
〒190-1211
瑞穂町大字
石畑1973
瑞穂町商工会 行

<<返信裏面>>

※何も記入しな
いでください。

○発行部数1万冊

○一人3冊まで(3万円)



引換え場所は商工会です。

<<返信表面>>

お客様の

〒190-1200
住所

氏名 様

<<往信裏面>>

お客様の

住所
氏名
生年月日
電話番号
購入希望冊数

※詳しくはホームページまたは今月号の差し込みチラシをご覧ください。

問合せ ▶産業課 TEL 557-7633 ▶商工会 TEL 557-3389 ホームページ <http://www.mizuho-sci.or.jp/>

国民健康保険 限度額適用認定証について

問合せ 住民課 TEL 557－7578

70歳未満の方

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口に提示すれば、1カ月ごとの1医療機関での窓口の支払額（保険診療分）が次の自己負担限度額までになります。なお、入院時の食事代、保険適用外の差額ベッド代などは対象外となります。

区分	所得区分	限度額：3回目まで（12月以内で）
上位所得者（ア）	旧ただし書所得901万円超	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1％（4回目以降：140,100円）
上位所得者（イ）	旧ただし書所得600万円超～901万円以下	167,400円＋（総医療費－558,000円）×1％（4回目以降：93,000円）
一般（ウ）	旧ただし書所得210万円超～600万円以下	80,100円＋（総医療費－267,000円）×1％（4回目以降：44,400円）
一般（エ）	旧ただし書所得210万円以下	57,600円（4回目以降：44,400円）
住民税非課税世帯（オ）	住民税非課税世帯	35,400円（4回目以降：24,600円）

※旧ただし書所得：旧地方税法第292条第4項ただし書きの課税総所得金額と同じ方式による算定所得

※住民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、入院時の食事療養標準負担額、生活療養標準負担額も減額されます。

70～74歳の方

保険証と高齢受給者証を医療機関の窓口に提示するのみで、1カ月ごとの1医療機関での窓口の支払額（保険診療分）が次の自己負担限度額までになります。なお、入院時の食事代、保険適用外の差額ベッド代などは対象外となります。

所得区分		限度額	
		外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	課税所得145万円以上	44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％（4回目以降は44,400円）※12月以内で
一般	課税所得額145万円未満	12,000円	44,400円
低所得Ⅱ	住民税非課税	8,000円	24,600円
低所得Ⅰ	住民税非課税（所得が一定以下）		15,000円

※低所得Ⅱ（世帯主と世帯内の国民健康保険被保険者が全員住民税非課税の場合）

※低所得Ⅰ（世帯主と世帯内の国民健康保険被保険者が全員住民税非課税、かつ、所得が0円の場合）

※低所得Ⅰ・Ⅱの方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すれば、入院時の食事療養標準負担額、生活療養標準負担額も減額されます。

限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証について

- ▶限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証が必要な方は、保険証と印鑑を持参の上、住民課で認定証の交付を受けてください。
- ▶平成27年7月31日までの有効期間の認定証の交付を受けている方で8月以降も認定証が必要な方は、新たに申請が必要です。

平成27年度 後期高齢者医療保険

問合せ 住民課 TEL 557－7578

保険料納入通知書と特別徴収額決定通知書を7月中旬より、75歳以上の方と65歳以上の一定の障がいのある方に郵送します。

- ▶保険料の減免について 災害等で大きな損害を受けたときや、事業の休廃止等の特別な事情により保険料の納付が困難な方については、申請により保険料が減免となる場合があります。

「被保険者証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

被保険者証について

一部負担金（自己負担）の割合が変わる方には8月1日までに新しい被保険者証をお送りします。

減額認定証について

- ▶現在交付している額減額認定証の有効期限は、平成27年7月31日です。8月1日(土)以降の新しい認定証を7月中に郵送します。色（白色）は変わりません。
- ▶平成26年中の所得をもとに負担区分を再判定しているため、平成27年8月1日(土)以降は、「適用区分」が変更になる場合があります。
- ▶新規に交付を希望する方は住民課にて申請してください（申請した月の初日から有効です）。
- ※世帯内に住民税が課税されている方がいる場合は該当しません。
- ※特定疾病療養受療証は、有効期限がありませんので、従前のものを引き続きご使用ください。

制度のことは 広域連合お問合せセンター TEL0570（086）519（ハローコウイキ）

平成27年度 国民健康保険

問合せ 住民課 TEL 557－7578

国民健康保険税納税通知書を7月上旬に郵送します。

国民健康保険は病気やけがに備えて、お金を出し合い、みんなで助け合う制度です。

保険料の減免について

- ▶納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。
- 被災や収入の著しい減少で生活困窮と認められる場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。



▶解雇などによる失業者の特例があります。

解雇などで職を失った方は、対象者の前年の給与所得を100分の30とみなして国民健康保険税を算定する特例です。ただし、世帯に属するその他の被保険者の所得は通常の額を用います。

対 象

- ①65歳未満の雇用保険の特定受給資格者（倒産、解雇等の事業主都合により離職した方）
 - ②65歳未満の雇用保険の特定理由離職者（雇用期間満了で更新希望にもかかわらず更新されなかった方等）
- 軽減期間 離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度末までとなります。

「高齢受給者証」は7月下旬に郵送します。

現在お使いいただいている高齢受給者証の有効期限は平成27年7月31日です。8月1日(土)を過ぎても届かない場合は、住民課へお問い合わせください。

国民健康保険税を滞納している方へ

▶短期証の交付について

現在、国民健康保険税を滞納している方に、有効期間の短い保険証（短期証）を交付しています。

有効期限の過ぎた短期証は、使用できませんので、更新の手続きをお願いします。

※未納の国民健康保険税の納付方法等は税務課でご相談ください。その後、保険証を住民課の窓口で交付します。

※短期証を交付している世帯の中で、保険料の督促、催告に応じない世帯には、国民健康保険法第9条第6項の規定により、被保険者資格証明書を交付することになります。

▶被保険者資格証明書について

被保険者資格証明書では、医療機関に受診したときに医療費の10割（全額）を支払い、7割をご自身で町に請求する手続きが必要になります。

※保険税が納付できない特別な理由がある方は、税務課で納税相談をお願いします。

問合せ

- ▶保険証について 住民課 TEL557－7578
- ▶納税について 税務課 TEL557－7529

医療費の適正化について

▶ジェネリック医薬品に関するお知らせ（年3回 7月・10月・2月予定）

現在使用している薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額の縮減が見込まれる方へ負担額がどの程度変わるかを試算した「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月・10月・2月に郵送する予定です。

※ジェネリック医薬品のお問い合わせは、コールセンター TEL0120（53）0006 までご連絡ください。

※すでにジェネリック医薬品に切り替えた方や医師と相談された方で、通知不要の場合は、住民課へご連絡をお願いします。

▶接骨院・整骨院、鍼灸院、マッサージ院の施術内容の点検にご協力をお願いします

国民健康保険に加入している方を対象に、柔道整復（接骨院・整骨院）、鍼灸院、マッサージ院にかかった際の施術内容について施術内容の点検を実施しています。委託先から施術内容の確認の手紙が届きましたら、回答のご協力をお願いいたします。

委託先：

ガリバーインターナショナル（株）



生活習慣病予防のための
健康診査・保健指導の
積極的な利用をお願いします

生活習慣の変化や高齢者の増加等により、近年、糖尿病等の生活習慣病になる方が増加しています。生活習慣病は、一人ひとりがバランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けることにより予防ができます。国民健康保険税納税通知書に同封のご案内をご覧ください。

問合せ 保健センター TEL557－5108